

用語の説明

【あ行】

大阪市地域福祉基本計画	大阪市では、平成24年7月に新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づき「ニア・イズ・ベター(補完性・近接性の原理)に区政運営を進めていくこととなり、地域福祉においても24年12月に策定された「大阪市地域福祉推進指針」で示された「各区における地域福祉推進のための方向性」に基づき取り組んできた。そうしたなか、引き続き各区の地域福祉ビジョン(地域福祉計画等)を地域福祉の「中心的計画」と位置付け、新たに定める項目に関して、戦略的かつ計画的に取り組み、区に対する支援をより強化するために、平成30年3月から策定している。
ICT	Information & Communication Technology(情報通信技術)の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請が無い場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援することをいう。
あんしんサポート事業 (日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、区社協において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する。
持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。 SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称

【か行】

健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
子育てサロン	0歳から就学前の子ども・保護者、マタニティママが、自由に遊び、出会い、交流する場で、子育てに関する情報交換もできる。民生委員・児童委員、主任児童委員など地域のボランティアが地域の会館で行っている。
ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアが必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすること
子ども・子育てサポーター	それぞれの子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所(園)や、区内の子育て関係施設のサービスについて、相談や情報提供を行い、子育て家庭のサポートを行っている人物のこと。
個別避難計画	高齢者や障がい者などのうち、災害時に一人では避難することが困難な方(避難行動要支援者)について、誰もしくはどの組織が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいう。

【さ行】

在宅医療介護連携相談支援室	<ul style="list-style-type: none">・区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討することを目的として、平成27年度から「推進会議」を設置している。・在宅医療及び介護の提供状況、在宅医療・介護連携に関する取組みの状況を把握し、課題（情報共有のルール策定、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり、顔の見える関係づくり、住民啓発など）の抽出及び対応策の検討を行うとともに、その対応策の実施に向けた企画の検討・調整を行っている。 【一部、健康局からの委託事業】
社会的孤立	家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けておらず、社会的に孤立している状態
社会福祉協議会	地域福祉を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。地域に暮らす区民や、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしている。
住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業	地域福祉コーディネーター（つなげ隊）等から報告を受けた解決困難な事例の個別相談・援助・支援や地域福祉活動の推進等を行う。また、地域有償ボランティア活動（あいまち）の事務局機能を有し、新たな担い手の発掘・育成の取組みなども行なっている。
障がい者基幹相談支援センター	障がいがある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行う。障がい者虐待に関する通報届出の窓口や、地域に密着したシステム構築のための中心的な役割を担い、指定相談支援事業所等の後方支援等を行う。
自立アシスト相談	自立相談支援事業のことで、相談支援員がお話を伺い一緒に考え、寄り添いながら一緒に解決の方法を探す。
自立支援協議会	地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会
生活支援コーディネーター	生活支援体制整備事業において、ニーズや地域資源の把握やネットワークの構築、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘・養成及び介護予防・生活支援サービスの創出支援を行い、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実をはかることを目的に活動する。
生活困窮者自立支援制度	平成27年度から各区に設置された相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な生活困窮者自立支援法に基づく支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期に自立できるよう支援している。令和2年度以降、いわゆる就職氷河期世代（おおむね平成5年～平成16年に学校卒業期を迎えた世代）をはじめとした、社会参加に向けた支援を必要とする状態にある方へのアウトリーチ支援についても積極的に取り組んでいく。
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が、本人の意思決定を支援し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を援助する制度
総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」	既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが調整役となり、様々な分野の相談支援機関や関係者などが一堂に介して支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を計画にするなどの取り組みを行う。
ソーシャル・インクルージョン	「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念

【た行】

地域活動協議会	校区等地域を基本単位に、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、自律的な地域運営の仕組み
地域ケア会議	地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法
地域福祉	それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方
地域福祉コーディネーター（つなげ隊）	地域の生活課題の早期発見や日常生活を通じた相談・支援など、地域福祉活動の推進などを行う。区内12地域に各1名配置（住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業）

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	地域における見守りのネットワークを強化するために、各区にCSWを配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っている。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取組みを行っている。
地域包括支援センター・プランチによる相談業務	介護や福祉に関する地域の総合相談窓口で、保健師や看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職がいて、介護予防ケアプランの作成やサービスを利用するためのお手伝いをしたり、介護や福祉のことにし地域の人からの相談に応じたり、地域のひとともに高齢者を支える地域づくりを進めたりするほか、成年後見や虐待防止などの高齢者の権利を守る取り組みなど、様々なかたちで地域の高齢者の生活を支える業務を行う。 ・また、身近な総合相談窓口（プランチ）を2か所設置し、地域包括支援センターと連携して相談に対応する【福祉局からの委託事業】

【な行】

ニア・イズ・ベター	地域社会づくりと行政運営の双方において、より地域・住民に近い方がよりニーズに合った政策が実現できるという考え方。
認知症	正常に働いていた脳の機能が低下し、記憶や思考への影響がみられる病気で。物忘れ・憂うつ・被害妄想・話が通じなくなる・お金の勘定ができなくなるなどの症状がみられる。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する「応援者」
認知症初期集中支援推進事業	各区1か所の地域包括支援センターに「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症初期集中支援業務を実施するとともに、「認知症地域支援推進員」を配置し、若年性認知症や支援困難症例への対応や地位の認知症対応力向上等に資する。
ネットワーク委員会	区内12地域を基本に、地域振興会や地域社会福祉協議会、民生委員等、各種団体の方々に構成され、すべての人が安心して暮らせる地域づくりをめざし、様々な活動を行っている。

【は行】

避難行動要支援者	大地震や風水害などの災害が起きたとき、高齢者や障がい者などのうち、自力で避難することが難しく、支援が必要な人をいう。
百歳体操	高知市が開発した何歳になっても元気で楽しく生活するための体操。「いきいき百歳体操」は生活に必要な筋肉を鍛え、けがや転倒を予防するための体操。「かみかみ百歳体操」はおしゃべりとかむ力を鍛える。しわや頬のたるみを予防するための体操

【ま行】

「まちの支えあい活動」 (通称: あいまち)	高齢者や障がい者等が地域で暮らしていくうえで必要な日常生活の軽微なサポートなど、介護サービスや障がい者福祉サービス等では対象外とされているインフォーマルな助け合いのための、地域住民主体の有償で営利を目的としないボランティア派遣制度(主な活動: 部屋の掃除、庭の草むしり、電球の交換、外出の付き添いほか)
---------------------------	---

見守り相談室	地域における見守りのネットワークを強化するため平成27年度から事業を始め、鶴見区社会福祉協議会に設置し、地域で生活する要援護者が抱える課題の解決を図り、安心して暮らしていただけるよう、次の3つの機能に取り組んでいる。 (機能1: 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整理、機能2: 孤立世帯等への専門的対応、機能3: 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見)
--------	---

【や行】

要援護者名簿	災害時や日常生活においても何らかの手助けを必要とする方(※)の中から同意が得られた方に係る名簿 (※) 1 高齢の方 介護保険の要介護認定で要介護3以上の方 要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方 2 障がいがある方 身体障がい1・2級の方 知的障がいAの方 精神障がい1級の方 肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級の方 視覚障がい3・4級の方 聴覚障がい3・4級の方 音声機能障がい3級の方 言語機能障がい3級の方 3 難病の方 人工呼吸器装着者等の医療機器等への依存が高い方
--------	--